

工事請負契約における「前払金制度」の改正及び「中間前払金制度」の導入について

令和2年4月1日  
西播磨水道企業団

企業団において、公共工事の円滑な施工確保に関し、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工の確保を図れるよう、下記のとおり「前払金制度」の改正及び「中間前払金制度」を導入いたしましたのでお知らせします。

記

1 前払金制度の改正について

(1) 改正内容

前払金対象工事の限度額5,000万円を撤廃します。

- ※ 前払金対象要件は、土木及び建築工事で請負予定金額が1件500万円以上、かつ、工期が90日以上が対象です。

2 中間前払金制度の導入について

(1) 対象となる工事

当初の前払金を受領しているものが対象となります。ただし、中間前払金の請求前に部分払を行ったものは対象外です。

(2) 中間前払金の額

請負金額の10分の2（1万円未満切捨て）以内とします。ただし、当初の前払金と合わせて請負金額の10分の6を超えることはできません。

(3) 認定要件

当初の前払金を受領していることを前提として、次の要件に該当していることが必要となります。

ア 工期の2分の1を経過していること。

イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 支払条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定に基づく保証事業会社の中間前払に関する保証証書を添付した上で、請求を行うことが条件となります。

(5) 部分払との併用

部分払と併用することができます。ただし、部分払を受けた後に中間前払金を受けることはできません。

(6) 手続の流れ

ア 受注者が、「中間前払金認定請求書」及び「工事履行報告書」を企業団に提出する。

イ 企業団が認定要件を確認し、要件を満たしていることが確認できれば、「中間前払金認定調書」を受注者に交付する。

ウ 受注者は「認定調書」を添えて保証事業会社に中間前払金保証を申し込む。

エ 保証事業会社は、認定調書の内容を確認後、受注者と中間前払金保証契約を締結し、中間前払金保証証書を発行する。

オ 受注者は、中間前払金保証証書を添えて、企業団に中間前払金の支払を請求します。

カ 企業団は、受注者の指定する金融機関の口座に中間前払金を振り込む。

3 適用時期

令和2年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。

4 問合せ先

兵庫県相生市双葉一丁目4番21号  
西播磨水道企業団 財政課  
電話番号 (0791) 22-9370